

## 宅地造成工事規制区域内の違反造成工事に対して、 使用禁止及び是正措置命令を発令しました。

横浜市は、横浜市戸塚区の宅地造成工事規制区域内の違反造成工事について、これまで土地所有者に対して是正するよう指導してまいりましたが、是正されないため、宅地造成等規制法（以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、当該土地の使用禁止及び違反造成の是正措置命令を平成27年6月12日付けで発令し、同年6月16日に命令書の到達を確認しました。



違反造成地

### 1 造成工事の概要

土地所有者	個人
造成場所	横浜市戸塚区名瀬町2137番の14
区域区分	宅地造成工事規制区域
造成工事の概要	面積 約200㎡ 盛土高さ 最大約5.15m

### 2 違反の概要

違反条項	法第8条（無許可の宅地造成工事） 法第9条（技術的基準不適合）
------	------------------------------------

### 3 命令の内容

命令内容	（1）是正措置が完了するまでの期間は、本件土地の使用（是正措置を除く。）を禁止すること。 （2）違反状態が解消されるよう是正措置を講じること。
命令発令日	平成27年6月12日

#### 4 主な指導経過

平成24年7月11日	現地調査：造成（盛土工事）を確認
10月11日	違反事実の確認
平成25年4月23日	旧土地所有者に使用禁止及び是正措置命令を発令
4月28日	平成25年度、職員及び業務委託により週に一回現場調査
平成25年11月5日	現土地所有者に呼出通知書を送付
平成26年1月23日	現土地所有者から事情聴取
4月10日	平成26年度、職員及び業務委託により二週に一回現場調査
7月18日	現土地所有者から事情聴取
8月15日	現土地所有者から事情聴取
12月18日	現土地所有者に是正勧告書兼呼出通知書を送付（来庁せず）
平成27年3月5日	現土地所有者に期限付き是正勧告書兼呼出通知書を送付（来庁せず）
4月10日	平成27年度、職員及び業務委託により二週に一回現場調査
4月28日	現土地所有者に弁明の機会の付与を通知（来庁せず）
6月12日	現土地所有者に使用禁止及び是正措置命令を発令

#### 5 今後の対応

横浜市建築局違反对策課のホームページに掲載し、命令の履行を強く求めてまいります。

お問合せ先
建築局違反对策課長 畠 宏好      Tel 045 - 671 - 3855